

# 1 はじめに・本書の使い方

## はじめに

---

令和元年6月19日の動物の愛護及び管理に関する法律の改正の目的の一つは、動物取扱業のさらなる適正化であり、その一環として動物取扱業における基準の具体化に関する改正が行われた。この背景には、多頭飼育問題や動物虐待を含む、人々の動物の取扱いに対する関心の高まりがあり、特にペットとなる動物を直接取り扱う事業に対する注目が集まっている。これまでの幾度にわたる法改正においても、改正の度に動物取扱業に関する規定が追加・変更されてきたにもかかわらず、動物取扱業者による不適切な飼養等が見受けられ、速やかな改善が図られなかったことが、今回の法改正につながっており、このことは、動物取扱業者はもちろん、それを指導する立場にある行政や、そういった動物取扱業者を利用する消費者も含めて、重く受け止めなければならない事実である。

改正された法第21条(基準遵守義務)において、基準として定める事項として、飼養設備や従業員の員数、繁殖に関する事項等の7つの項目が明記されるとともに、犬猫等販売業者に係る基準は、できる限り具体的なものでなければならないと規定された。これらを踏まえ、基準の具体化について、「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」及び「中央環境審議会動物愛護部会」で議論が重ねられ、守るべき数値や違反となる状態等が具体的に規定された。この検討においては、基準を満たさない事業者に対しては、登録の取消し等を行うことを前提に、制度の厳格な運用を行う、いわゆるレッドカード基準として機能させていくことや、事業者に指導監督を行う自治体にもチェックしやすい基準とするという観点等が重視された。本書はこの新たな基準を厳格に運用していくために策定されたものである。

この基準の具体化に関わったすべての方に感謝を申し上げますとともに、新たな基準が、人と動物が共生する社会を実現するための大きな一歩となるよう、本書が関係者に広く活用されることを期待している。

## 本書の使い方

本書は、動物取扱業者が適切な飼養管理を行うために、守るべき基準を解説するものであり、チェックリスト、基準の解説、行政指導・行政処分についてという3つのパートで構成されている。

チェックリストのパートは、動物取扱業者が守るべき基準をリスト化したものである。事業者自らが基準を満たしているかを確認できるものとなっており、事業を行う上で、日頃から基準を意識し、適切な飼養管理を行うために活用いただきたい。また、自治体が立入検査等を行うに当たって、職員が遵守状況を確認する際に活用することも想定して作成している。

基準の解説のパートは、特に具体化された新たな基準を中心に、基準の考え方、基準を満たす(満たさない)状態の例示等を用いて、基準の詳細を説明するものである。法律に明記された7つの項目に沿って、以下の構成で説明している。

### 基準の解説の各項目の構成について

基準の概要・・・・・・・・基準の概要を記載

趣旨・・・・・・・・基準の根拠となる考え方を説明

チェックポイント・・事業者が特にチェックすべきポイントを記載

解説・・・・・・・・用語の定義や、運用解釈(具体的な基準の取扱い等)を例示等も含めながら解説

チェックリストを用いてチェックする中で、疑問点や基準を満たしている状態かどうかの詳細を確認する必要が生じた場合に参照していただきたい。なお、解説している内容に照らして遵守すべき基準が満たされていないと判断されれば、行政指導(勧告)や行政処分(措置命令・業務の停止・登録の取消し等)の対象となり得る。一方で、理想的な飼養管理の考え方で参考情報として記載した事項等は、それが満たされないことをもって直ちに遵守義務違反となるものではないが、望ましい飼養管理の状態や方法を示すものであり、業として動物を取り扱う者として、より質の高い飼養管理を目指すにあたって、参考にしていきたい。

なお、動物取扱業の指導監督権限は各自治体にあることから、事業の実施に関する個別の判断は、環境省ではなく各自治体が行うことに留意する必要がある。

遵守基準の根拠は、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和3年4月1日環境省令第7号、以下「基準省令」という。)」であり、巻末に全文を掲載している。また、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年1月20日環境省令第1号、以下「施行規則」という。)においては、今般具体化された基準の一部が第一種動物取扱業の登録の基準となるため、併せて巻末の条文を参照されたい。

行政指導・行政処分についてのパートは、主に指導監督を行う自治体に向けたものであり、基準が満たされておらず、改善の意思もないような悪質な事業者に対し、速やかに処分を行う等の厳格な運用を行っていくために、必要な手続きや対応等をまとめたものである。

また、チェックリスト、基準の解説(理想的な飼養管理の考え方等の参考情報を除く)、行政指導・行政処分の各パートは、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言としての位置づけを有するものである。